

第180回練馬区都市計画審議会 会議の記録

- 1 日 時 平成23年11月14日（月） 午後1時30分～午後2時23分
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎4階 全員協議会室
- 3 出席者 貫洞哲夫、藤本昌也、藤井敏信、松井元一、杉浦浩、小林みつぐ、
西山きよたか、笠原こうぞう、光永勉、西野幸一、有馬豊、
豊田英紀、長田享一、眞鍋信太郎、森本陽子、内田修弘、渡邊雍重、
篠利雄、本橋正寿、竹内健、西澤八治、岩崎和夫、本田恒一、
練馬警察署長
- 4 公開の可否 可
- 5 傍聴人 2人
- 6 議案 (1)区長諮問による議案
議案第352号（諮問第352号）
東京都市計画生産緑地地区の変更（練馬区決定）
議案第353号（諮問第353号）
東京都市計画緑地の変更（練馬区決定）
〔第84号 西大泉五丁目緑地の追加〕
(2)都市計画審議会による議案
練馬区都市計画審議会運営要綱の策定について

第180回都市計画審議会（平成23年11月14日）

○会長 本日は、皆様ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから第180回練馬区都市計画審議会を開催いたします。

それでは、事務局から委員の出席状況等について報告を願います。

○都市計画課長 委員の出席状況のご報告に先立ちまして、新しく委員になられた方をご紹介します。

8月22日付で練馬警察署長に就任されました、名越茂紀委員でございます。

○練馬警察署長 名越でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○都市計画課長 山中まちづくり事業本部長より委嘱状をお渡しいたします。

（委嘱状交付）

○都市計画課長 つぎに、8月1日付の幹事の異動につきまして、ご報告申し上げます。交通企画課長、鈴木俊一でございます。

○交通企画課長 鈴木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○都市計画課長 また、本日の案件に関連し、土木部土支田中央区画整理課長の市川が出席しております。

○土支田中央区画整理課長 市川でございます。よろしくお願いたします。

○都市計画課長 なお、都市整備部建築課長の山崎につきましては、公務により欠席させていただきます。

つぎに、委員の出席状況をご報告申し上げます。

ただいまの出席委員数は24名です。当審議会の定足数は13名ですので、本日の審議会は成立しております。

以上です。

○会長 それでは、案件表により進めさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

本日の案件は、区長諮問による議案が2件と、都市計画審議会による議案が1件でございます。

幹事におかれましては、分かりやすい資料説明と簡潔な答弁をよろしくお願いを申し上げます。また、各委員におかれましても議事進行にご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

初めに、議案第352号、東京都市計画生産緑地地区の変更（練馬区決定）について、都市計画課長から説明をお願いいたします。

○都市計画課長 議案第352号説明資料をご覧ください。

区は、計画的に保全する必要がある農地等を生産緑地法に基づき、生産緑地地区として都市計画決定をしております。

生産緑地制度を有効に活用した農地の保全および拡充を進めるため、毎年度新たに指定を希望するものを募り、追加の都市計画変更を行っているところでございます。また、あわせて買い取りの申出により、建築等の行為制限が解除された生産緑地地区および公共施設用地として取得された生産緑地地区については削除の都市計画を行っております。

今回、平成23年度生産緑地地区の都市計画の変更案を別紙のとおり作成し、都市計画変更を行うものでございます。

37ページをご覧ください。

いま、申し上げたことについて、もう少し詳細にご説明をさせていただきます。

指定要件でございます。①番、現に農業の用に供されている農地等であること。②番、良好な生活環境確保の機能を有し、かつ公共施設等の用地として適している。③番、面積が一団で500㎡以上の農地等である。これは道路を挟んでも構わないということでございます。④番、農業の継続が可能である。これらの要件を満たしているものについて、申請に基づいて、区が指定原案の作成を行います。

その原案について、土地利用者等の同意、東京都知事の同意、そして本審議会の審議を経て、都市計画の決定がなされます。その後は生産緑地として管理をしていただくわけで

ございます。

その後、主たる従事者の死亡等によって、生産緑地が維持できなくなった場合、区長へ買取りを申出ることができます。その際には、区長が買い取る旨の通知をする場合と、買い取らない旨の通知をする場合がございます。買い取る場合には、区の用地となります。買い取らない場合には、農業希望者へあつせんし、成立した場合は、希望者による買い取りが行われ、また、あつせんが不調の場合には行為制限の解除となります。あつせんが成立し、生産緑地として管理する場合を除いたこれらの2つについては、区が削除原案を作成しまして、都知事の同意と本審議会の審議を経て、生産緑地削除の都市計画の決定を行うわけでございます。

このように、本審議会では、生産緑地の追加指定および削除についてご審議をいただくというものでございます。

議案352号説明資料の1ページをご覧ください。

1番、これまでの経過および今後の予定でございます。

7月27日に原案を本審議会にご報告をさせていただきました。8月2日から23日まで、原案の公告・縦覧、意見書・公述の申出の受付を行いました。なお、意見書の提出および公述の申出はありませんでした。

9月9日に東京都知事協議を終え、10月4日から18日まで、原案を案とし、公告・縦覧、意見書の受付を行いました。同様に意見書の提出はございませんでした。

本日、都市計画審議会において、この内容をご審議をいただくということでございます。今後、今月下旬に都市計画変更の告示を行う予定でございます。

2番、都市計画変更案の概要でございます。

生産緑地面積につきましては198.97ha、件数が680件ということになります。変更前は面積が200.83ha、件数が689件でございましたので、1.86ha、9件減ったということでございます。

現在の生産緑地地区の制度ができましたのが平成4年でございます。このときには764

か所、242haございました。

今回は680件、199haでございますので、約20年で、84件、43ha減ることになりました。この43haは、としまえんが2つ分ということになります。

また、この生産緑地以外にも市街地農地というものがございます。これにつきましては、平成4年には246ha、そして、平成22年には48haということで、198haほど減ってございます。198haは、としまえんが9つ分ということになります。このような変遷を経ているということをご理解いただきたいと思います。

今回の変更の種別ごとの面積・件数ですが、まず削除につきましては3.563ha、29件でございます。内容についてはお目通しいただければと思います。

次に、追加につきましては、2ページをご覧ください。1.207ha、20件でございます。内容についてはお目通しいただければと思います。

削除と追加につきましては0.504ha、4件増えるということでございます。詳しくは後程ご説明をさせていただきたいと思います。

3ページをご覧ください。都市計画の案の理由書でございます。

1番、種類・名称でございます。東京都市計画生産緑地地区でございます。

2番、理由です。練馬区では、練馬区長期計画において、農の豊かさを実感できる都市づくりを進めることを掲げており、区内の農地を23区民共有の財産として位置づけている。また、練馬区都市計画マスタープランにおいても、練馬の特色である農地を残していくため、生産緑地の保全、拡充の検討を進めていくこととしている。

また、練馬区は、平成3年の生産緑地法の一部改正を受け、平成4年に区内の農地（約242ha）を生産緑地地区に指定した後、都市における農地等の計画的・永続的な保全を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成12年に「練馬区生産緑地地区指定要綱」を制定し、積極的に生産緑地地区の追加指定を行ってきました。

今回、市街地区域内において適正に管理されている農地等20件を、良好な都市環境の形成に資するものとして、生産緑地地区に追加指定する。また、生産緑地法に基づく買取り

の申し出による行為制限の解除等のあった29件の削除を行うとともに、土地区画整理事業による位置・区域等の変更のあった4件の削除・追加を行うというものでございます。

これにより生産緑地地区の面積を198.97haとする都市計画変更をしようとするものでございます。

9ページをご覧ください。生産緑地地区総括図でございます。右下の凡例をご覧ください。削除するものが三角、追加するものが丸、追加・削除するものが四角でございます。

12ページをご覧ください。中央に17番という区域がございます。凡例を見ていただいても分かると思いますが、今回削除のみを行う区域でございます。

13ページをご覧ください。中央に44番という区域がございます。この44番は2つに分かれていまして、下の方が縦じま、上の方が横じまになってございます。上の部分は今回追加を行う区域でございます。下の部分は新法での既指定区域でございます。また、44番の上の方にございます墨色に塗っている45番は旧法での既指定区域でございます。44番の下の部分と45番は両方とも既指定区域でございますが、昭和49年に生産緑地法ができて、平成3年から現制度になっておりますので平成3年以前に指定されたものが墨色で、平成4年以降に指定されたものが縦じまとなっております。

つぎに、19ページをご覧ください。

中央より少し左に移ったところに237番がございます。ここは削除と追加を両方行うものでございます。黒い区域が削除でございます。そして、この削除の右の上に、L型を逆にした横じまのものがございます。ここが追加になる部分でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願いたしたいと思っております。

○会長 説明は終わりました。本件に関しましてご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○委員 削除される29件に関しまして、行為制限が解除される23件は、解除された後、どのような土地利用になるのか、公共施設転用が6件になってはいますが、これは例えば自転車置き場になるとか公園になるとか、削除された後、その土地がどのように利用活

用されるのかということが、案には明記されていません。行為制限が解除されて、その場所が、例えば風俗営業をする建物が建つとかゲームセンターが建つとか、そういうような将来的な見通しが、案には全然ないんですけれども、そういうことはこの都市計画審議会の議論の対象にはならないのでしょうか。ただ単に解除制限を行うとか追加されるということだけが審議の対象になるのでしょうか。その点についてお伺いします。

○都市計画課長 行為制限の解除が23件行われます。この23件について、すべてを追跡することはできませんが、区では、まちづくり条例等々の制度により、開発の内容を知ることができます。それぞれの所有者の方の考え方に合わせて開発をされるものがほとんどでございます。簡単に言うと、共同住宅を建てたり戸建ての住宅をつくって売却をしたり、そういったものがほとんどと考えていただいて結構だと思います。それから、公共施設転用のほとんどは、都市計画道路等の道路予定地として使われていくものでございます。今回は、放射7号線の道路用地がほとんどでございます。

また、都市計画審議会として、その内容にどこまで踏み込むことができるのだろうかという点につきましては、37ページをご覧くださいと思いますが、右側の四角の指定要件②に、良好な生活環境確保の機能を有し、かつ公共施設等の用地として適しているとあります。つまり、もし主たる従事者の方が農地を運営することが難しくなった場合に、区が買い取りをすることを一つの制度としているわけです。しかしながら、1haの土地を買い取ると、約35億円を上回る費用がかかるわけですから、幾らお金があっても足りないというのが現状になろうかと思えます。ですから、都市計画審議会でも、内容の審査まで踏み込むかといったときに、やはり区が買い取りできずに最終的に農業従事者の方がやむを得ず区以外に売却をしたり、もしくはみずからが開発を行ったりということですので、その先まで、区が追跡調査できればと思いますが、やはり制度の目的をなかなか達することができないのならば、現在のような審議でもやむを得ないと考えています。ただ、生産緑地については都市計画の地域地区になりますので、国土交通省の所管になっています。その国土交通省でも、生産緑地法が平成3年の改正後、20年経過しているということで、制度

について足りない部分については補い、いい部分については伸ばすというような検討がされていると聞いておりますので、委員のご希望のされるような答弁にはなりませんけれども、今後、国で制度をさらによくしていただくという中で、今後そのような議論ができるような審議会になっていく、もしくはなっていければと考えているところでございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかにございませんか。

ほかにご発言がなければ議案第352号につきましては案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。

続いて、議案第353号、東京都市計画緑地の変更（練馬区決定）〔第84号西大泉五丁目緑地の追加〕について、西大泉5丁目緑地の都市計画の原案について、土木部計画課長からご説明をお願いいたします。

○土木部計画課長 それでは、議案第353号説明資料をご覧ください。

西大泉五丁目緑地の都市計画変更についてでございます。

1番、概要です。区は、生産緑地および長年にわたり民間遊び場として区民の皆さんに利用されてきた草地を含む、良好なみどりの空間を形成している約1.4haの区域を将来にわたり保全するため、都市計画の変更を行うものでございます。

2番、都市計画の変更内容です。西大泉五丁目地内の約1.4haの都市計画緑地として新たに追加をするというものでございます。

3番、名称、4番、所在地、5番、計画面積につきましては記載のとおりでございます。

6番、これまでの経過および今後の予定です。7月27日に開催しました第179回の本審議会に変更原案をご報告しました。その後、8月2日から23日に変更原案の公告・縦覧を行い、また、10月4日から18日に変更案の公告・縦覧を行いました。いずれも意見書の提出はございませんでした。これらの手続きを経まして、今回付議をするものでございます。

なお、7月27日にご報告をしました変更原案から、内容の変更はございません。

3ページをご覧ください。都市計画の案の理由書でございます。7月27日にご報告したとおりでございます。変更はございません。4ページは東京都市計画緑地の変更(案)、5ページは新旧対照表でございます。6ページは位置図で、左側の方に黒く塗りつぶされた部分が西大泉五丁目緑地の位置でございます。また、7ページが計画図となっております。太線のところが今回の計画区域でございます。9ページにつきましては、現況の航空写真でございます。ご覧のとおり、連続したみどりの空間となっております。

説明につきましては以上でございます。

○会長 説明は終わりました。本件に関しまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○委員 都市計画緑地にするということに関しましては、基本的に結構なことだと思います。その上で、少し確認させていただきます。

計画面積が1.4haとなっておりますが、3ページには、草地在3,000㎡、生産緑地在8,000㎡とあります。残りの3,000㎡はどういうようなものなんでしょうかというのが1点です。

もう一点は、生産緑地の部分が8,000㎡あるとあります。そうしますと、将来的には例えば買い取り申請などがされる可能性があるかと思いますが、このような緑地に指定した場合に、買い取り申請が出たときに区なり、あるいは都か分かりませんが、買い取って緑地として維持をされていくと理解してよろしいのか、この2点をお尋ねいたします。

○土木部計画課長 1点目の今回の区域における現在の土地利用の状況でございます。まず、民間遊び場として使用されている区域が約3,200㎡でございます。また隣接する区域の中で、区立児童遊園として利用されている部分が約600㎡でございます。残りの面積の約1万㎡でございますけれども、三、四名の方が現在生産緑地として所有をされているものがございます。

2点目の今後の生産緑地の取り扱いについてでございます。先程、都市計画課長から生産緑地の取り扱いにつきましてご説明をさせていただきましたが、今後、例えば相続また

は営農が続けられないというような事案が発生した場合には、区の方に買い取りの申し出がなされるものでございます。その際に、区としては良好なみどりを形成している区域ということで、今回都市計画をさせていただくという大きな目的の中で、将来的にはそこを取得し、緑地として保全し、整備をしていくものでございます。

以上です。

○委員 ありがとうございます。結構なことだと思います。

○会長 ほかにございませんか。

ほかにご発言がなければ、議案第353号につきましては、案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、ご異議なしということでございますので、そのように決定をさせていただきます。

続いて、都市計画審議会による議案、練馬区都市計画審議会運営要綱の策定について、都市計画課長からご説明をお願いいたします。

○都市計画課長 都市計画審議会議案説明資料、練馬区都市計画審議会運営要綱の策定についてをご覧ください。

まず、都市計画審議会議案ということですが、この審議会でご審議いただくものは2つございます。1つは、区長から諮問があったものについて議案としてご審議いただくものと、もう1つは、審議会みずからが提案し検討していくものでございます。先程の生産緑地と西大泉五丁目の緑地については、区長から諮問があったものの議案でございますが、この練馬区都市計画審議会運営要綱の策定につきましては、都市計画審議会みずからが議案として取り上げ、ご検討いただく都市計画審議会議案でございます。まず、そのところをご理解いただきたいと思います。

今回のこの議案は、審議会の運営要綱を策定しようというものでございます。

1番、策定の理由でございます。審議会の運営については、これまで慣例により行って

まいりました。しかしながら審議会の運営方法等を明確にし、公表することは、審議会の透明性を高めることになると考えております。さらに、招集通知や議事の順序、傍聴手続等について体系的に細目を定めることによりまして、より円滑な審議会の運営と適正な事務処理が図られる、そういった観点から要綱を策定させていただきたいと考えております。

2番、要綱策定の根拠は、練馬区まちづくり条例第138条でございます。8ページをご覧ください。

条例の都市計画審議会の関係箇所を抜粋しておりますが、第138条に委任というところがあります。この規定で、この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は審議会が定めるとなっておりますので、今回決めたいと考えております。

1ページをご覧ください。

3番、施行期日は平成23年12月1日でございます。区議会議員の委員の方と関係行政機関の委員の方を除きますと、多くの方が11月30日で任期満了となり、新たに12月1日から新しい任期が始まります。これに合わせて施行したいと考えております。

中身について、説明をさせていただきたいと思っております。

3ページをご覧ください。

第1条は趣旨でございます。

第2条は招集の通知でございます。会長は審議会を招集しようとするときは、日時、場所その他必要な事項を開催日の2週間前までに、条例第129条第1項の委員ならびに当該議案に関係のある同条第2項の臨時委員および同条第3項の専門委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではないとしました。現在、皆様方には1か月前にご連絡を差し上げていると思っております。そして、資料につきましては1週間前にお手元に届けさせていただいていると思っております。この仕組みは変える考え方はございません。皆さんの忙しいスケジュールをあけていただくためにも、ぜひ1か月前というルールは実施をしていきたいと考えております。しかしながら、大変区政のスピードが速くなってきております。したがって、急に案件をとというようなこともないとは限らないと考

えておりますので、そのような場合には、2週間前までにご通知を差し上げて開催できるようにさせていただければと考えております。ただし、緊急を要する場合は、この限りでないとしております。

第3条は欠席でございます。あらかじめ、その旨を会長に申し出てくださいということでございます。

第4条は代理出席でございます。条例第129条第1項第4号に掲げる委員とは、関係行政機関の委員の方々でございます。先程、練馬警察の署長に委嘱状をお渡ししましたが、3署を代表して練馬警察署に、また、消防署につきましては、練馬消防署に3署を代表して出席をいただいております。しかし、署長さんが委員となっておりますので、これまで代理の方が認められておりませんでした。それでは、代表である委員さんがご欠席されると、他の2署への情報提供ができなくなってしまうので、代理を認めさせていただければと思っております。そこで、第4条の第2項に、前項の規定により代理することができる者は、当該委員の所属する行政機関の課長職相当以上の者で、当該委員があらかじめ指名するものとしております。例えば副署長さん等にご出席いただくという道を開けば、やむを得ず署長さんがご欠席をされることがあっても、代理の方に出席していただいで必要な情報を他の署にご連絡をすることができるようになるということで設けさせていただきました。

第5条、座席、第6条、案件表はお目通しをいただければと思います。

第7条、議事の順序でございます。いま、会長が議事を進めていただいておりますが、これを明確化するものでございます。

1番が議題の宣言、2番が議案の説明、3番が質疑応答、4番が討論、5番が採決。採決は行っておりませんので、「案のとおり決定することでご異議はございませんか」と問わせていただいております。今後もできれば、このような形で行いたいと考えております。

6番、報告事項の説明、7番、質疑応答でございます。

第8条、発言の制止等です。現在のところ、民主的な発言が行われておりますので、そ

ういったことはないと思いますが、もし守られないようなことがあれば、制止等をさせていただきますかざるを得ないと考えております。

第9条、退席です。委員の方々が途中退席をする場合には、会長に申し出ていただきたいと思っております。

第10条、委員の除斥です。例えばその方の所有されている土地についてのご相談をするというような直接利害関係のある事項については、席を外していただくということも必要と考えております。

第11条、答申です。議決した事項について、これまで会長から答申をいただいておりますが、明確にするため、このような条項を入れさせていただきました。

第12条、議事録です。議事録には、開催年月日、出席された委員のお名前、議事の内容を記載いたします。いまホームページに載っておりますけれども、発言にはお名前をつけてございません。委員の方が発言をしたという表現しかしてございません。しかしながら、どの委員さんが出席されたかについては、議事録の中に記載をさせていただきます。また、議事日程ですが、今期の審議会の中ではそういったことが起きませんでしたけれども、非常に大きな案件であって、例えば2回継続して行うといったような場合に、1回目に案についての説明を行い、2回目に審議をするというような内容を分けて進めるような場合、そういった日程になった場合には、そのことを記載するというところでございます。

第13条、会議開催の事前公表です。傍聴等を希望される方がいらっしゃいます。いつ、どんな内容で開催されるのかということ公表しておく必要があると思っております。開催の日の2週間前までに公表させていただき、その中で会議の日時、場所、傍聴手続等を公表させていただければと考えております。

第14条、傍聴者の数でございます。傍聴者の数は、傍聴席の席数を限度とするということでございます。ほとんどこの全員協議会を会場として使っているわけですが、この会場は、後ろの方を見ていただきますと、席がまだ余裕がございます。この会場で行う場合には、これらの席を傍聴席とし、席数を30席としたいと考えております。しかしながら、こ

の会場は練馬区議会からお借りをしているものでございますので、議会の開催等のときに使用ができないことがあります。そのときに、他の会場でも、円滑な運営をしていくため、傍聴席の席数を限定させていただく必要があると考えてございます。

第15条、傍聴者への配布資料です。会議資料は会議開始時に会場にて傍聴者に配布することができるようにさせていただきました。ただし、審議会の開催の日以降に当該案件の内容を縦覧に供する予定のものは、この限りではないとしております。練馬区都市計画審議会は、練馬区まちづくり条例に基づき、区が検討を始めた原案の段階から縦覧することとしているため、委員の皆様はその内容を縦覧前にお示ししてございます。したがって、傍聴者に配布しますと、区民の方にご意見を伺う前に特定の方に配布することになってしまいますので、公平性を期すために、このような条項を加えさせていただきました。

先程の生産緑地の説明資料の1番、これまでの経過および今後の予定を見ていただきますと、8月2日から公表・縦覧、意見書・公述の申し出受け付けとなっておりますが、審議会への原案報告は7月27日になっております。このように時間的なずれが生じますものですから、ぜひ皆さん同じスタートにさせていただければと考えているものでございます。

第16条は、傍聴の申し込みの方法です。会議の運営を円滑に行うために、会議開始予定時刻の30分前から10分前までお受けさせていただこうと思っております。第2項におきまして、傍聴者の決定は、申し込んだ方の中から先着順とさせていただければと考えております。

第17条、傍聴席については、会長がこの場所という形で決めさせていただきたいと思っております。

第18条におきまして、傍聴することができない方を規定させていただきました。銃器、刀剣等を持っている方、酒気を帯びている方、ラップ等を持っている方、また、酒気を帯びている方については、傍聴ができないとさせていただきました。

第19条、傍聴者の守るべき事項です。傍聴は聞いていただくことが目的ですので、会場における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しない等を規定させて

いただきました。

第20条、撮影等の禁止です。会場内で撮影等をする場合、あらかじめ会長の許可を得なければならないとしています。例えば報道機関が委員の顔が映らないような形で審議会の会場の撮影について許可することを考えております。それ以外の一般の方に撮影等の許可をすることを想定したものではありません。

6ページをご覧ください。第21条、秩序の維持です。会長は傍聴者に対し、必要に応じて指示ができるということでございます。

第22条、傍聴者の方の入退場です。会議中における入場は原則として認めないということです。例えば気分が悪くなって退場し、再入場する等正当な理由がある場合には、再入場を認めさせていただきますが、出入り自由では、審議に差し支える場合がございますので、原則としては再入場を制限させていただきたいと考えております。

第23条、報道関係者の取扱です。第14条や第16条第2項で定めた傍聴者の枠とは別に報道関係者についての取扱をさせていただきたいと考えております。

第24条、部会の運営です。部会では、区が意思決定をする前の情報や個人情報等を扱っておりますので、運営については、この要綱ではなく、部会で決めさせていただくとした。

いままでこのような要綱がありませんでしたが、やはり審議会の透明性を高め、より円滑で適正な審議をしていただくためにも、このような要綱が必要と考え、今回ご審議いただくということでご用意をさせていただいたものです。

説明は以上でございます。

○会長 説明は終わりました。本件に関しまして、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

○委員 都市計画審議会なので、多分こういうことはないと思うんですけども、私がある県の審議会の委員をやっていたときの経験なんですけれども、傍聴を断られた方が、廊下等で騒いでいるというケースを何回か経験したんですけども、そういう方々に対する

規制もしくは排除は考えているのでしょうか。

○都市計画課長 会場外につきましては、庁内管理規則というものがあまして、まわりに迷惑をかける方については、警備員によって、役所の敷地外へ出ていただくという対応ができますので、廊下については、区役所内のルールで対応させていただこうと考えています。

○会長 ほかにございませんか。

ほかにご発言がなければ、議案につきましては案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。

これで本日の案件はすべて終了いたしました。

私から一言申し上げます。

この11月末で当審議会の学識経験者委員および住民代表委員のほとんどの方につきましては、2年間の任期が満了となります。したがって、本日の審議会が任期中最後の審議会ということになります。これまで審議会の議事運営にご協力をいただき、ありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

ここで、区を代表しまして、山中環境まちづくり事業本部長よりごあいさつがあります。

○環境まちづくり事業本部長 第180回の都市計画審議会の終了に当たり、節目の審議会でもございますので、一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

いま、会長からもお話がございましたように、11月末で任期が満了となる委員の皆様におかれましては、この2年間、お忙しい中を審議会にご出席を賜り、多くの貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございました。

おかげさまをもちまして、本区ではこの間、大泉学園駅北口の再開発や光が丘の地区計画、景観計画の策定などをはじめとした多くのまちづくりを推進することができました。

この場を借りて、改めて御礼を申し上げさせていただくとともに、今後ともご健勝でご活

躍をされることを心からお祈りを申し上げ、感謝の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○会長 それでは、最後に事務局から報告がございます。

○都市計画課長 今年度開催された練馬区都市計画審議会に付議した案件のうち、都市計画決定・変更等の告示および公告がされた実績について、ご報告させていただきたいと思っております。

その前に、もう一度、議案第352号説明資料、生産緑地地区の都市計画の変更案についての1ページをご覧ください。

1番、これまでの経過および今後の予定です。7月27日に原案を都市計画審議会にご報告をし、本日11月14日に付議しておりますが、都市計画変更・告示が11月下旬となっております。このように、付議後の決定・変更等については、これまで報告をしておりませんでした。

都市計画決定・変更等の実績についての資料をご覧ください。

1番、第177回審議会（平成23年5月12日開催）（1）諮問第345号、東京都市計画地域冷暖房施設、光が丘地区地域冷暖房施設の変更となっております。5月12日に審議会で議決をいただきました。これで皆様への情報提供が止まっておりました。その後、その下に書いてありますように、5月31日練馬区告示第337号で変更いたしましたという結果をお知らせする報告書でございます。同様に（2）で諮問第346号について、（3）で諮問第347号について、そして、2番では第178回審議会についても同様に記載をさせていただきました。

前回の第179回審議会は報告だけでしたので、このような実績はありませんけれども、今回の第180回審議会以降分を追記して、1年間のものが分かるようにさせていただきまして、皆様にご審議いただいた内容がどういう形で進んでいるかをご理解いただけるように作成していきたいと考えております。

続きまして、次回の都市計画審議会の日程につきましてご案内させていただきます。次回第181回都市計画審議会は12月15日木曜日午後1時30分から予定しております。なお、区

議会第4回定例会の会期中のため、開催日または開催時間が変更となる場合がございます。
あらかじめご了承くださいと思います。

案件につきましては、報告事項として、石神井公園駅南地区の地区計画の原案等を予定
しております。今後、案件の追加・変更を行う場合がございますので、よろしくお願
いいたします。

以上です。

○会長 これでは本日の都市計画審議会を終わりたいと存じます。

ありがとうございました。

○都市計画課長 どうもありがとうございました。